

# 帯山中学校部活動規約

- 第1条（目的） 本校部活動は、本校生徒が中学生としての生活の一分野として、体育及び文化的資質を向上させ、個人及び集団生活に必要な能力を伸ばし、心身の健全な育成を図ることを目的とする。
- 第2条（方針） 本校部活動は、学校教育活動として実施し、その充実と振興を図ると共に、帯山中学校体育部活動振興会とも密接な連携を保つものとする。
- 第3条（部員） 部活動に参加する部員は、本校生徒の希望者で構成する。
- 第4条（加入手続） 部活動への入部希望者は、規定の入部届と保護者の同意書を添えて提出し、入部の許可を受ける。同時に体育部活動に入部する場合は、帯山中学校体育部活動振興会へも入会するものとする。期間は、1年間とし、新年度に募集する。
- 第5条（設置部） 本校では、次の活動部を設置する。
- |                 |              |                 |
|-----------------|--------------|-----------------|
| (1) 男子バレーボール    | (2) 女子バレーボール | (3) 男子バスケットボール  |
| (4) 女子バスケットボール  | (5) 男子ソフトテニス | (6) 女子ソフトテニス    |
| (7) 卓球（男女）      | (8) サッカー     | (9) ラグビー（男女）    |
| (10) 女子ソフトボール   | (11) 野球      | (12) 水泳（男女）     |
| (13) 柔道（男女）     | (14) 剣道（男女）  | (15) ハンドボール（男女） |
| (16) バドミントン（男女） | (17) 陸上（男女）  | (18) 吹奏楽（男女）    |
| (19) 合唱（男女）     | (20) 美術（男女）  | (21) 放送（男女）     |
| (22) 生け花（男女）    | (23) 茶道（男女）  |                 |
- 第6条（部の新設・廃止） 部の新設・廃止は、次の基準を考慮し、校長が決定する。
- (1) 指導者（部長・副部長）がいること。
  - (2) 原則として、本校内施設で実施が可能なこと。
  - (3) 新設に関しては、部員が10名以上加入することが確実なこと。
  - (4) 帯山中学校部活動規約・目的にかなう活動ができること。
- 第7条（指導者） 各部には、指導者として本校教員の部長・副部長を置き、必要によっては、外部指導者を置くことができる。各指導者については、校長が委嘱する。
- 第8条（係員の任務） 係員の任務は、次の通りとする。
- (1) 部長・副部長は、部員の掌握・活動計画・対外試合等の引率・保護者との連携等の仕事に務め、併せて部員の健康管理・生活指導等の全面に渡り適切な運営に携わるものとする。
  - (2) 外部指導者は、部長と確認を取り合いながら、部員の技術指導を支援する。
- 第9条（活動計画） 各部とも生徒の心身の健康・その他に留意し、各種大会等への参加を考慮して、活動計画を作成し、校長の承認のもと活動する。
- 第10条（活動場所） 原則として、本校施設を利用するが、必要であれば校長の許可を得て、活動場所を変更することもできる。
- 第11条（練習日） 【部活動指針より】
- (1) 原則として、1週間の練習日は5日以内とし、休養日を2日以上設ける。
  - (2) 第1日曜については、特別な場合を除き、一切の活動をしない完全休業日とする。
  - (3) 定期テスト（中間・期末）前の5日間は、活動を中止する。（中体連前は3日間）ただし、テストの前後1週間以内に大会がある場合にのみ、校長の承認を受けてから、1時間程度レギュラー中心に練習をしてもよい。
  - (4) 指導者（部長・副部長・外部指導者）不在の場合は、原則として活動を中止する。
  - (5) 長期休業中の活動日は、別途計画する。

第 12 条（活動時間等）

- (1) 部活動の活動及び時間は、次の通り定める。（下記の時間は、学校を出る時間）

4 月	5 月	6 月	7 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
18:45	18:45	18:45	18:45	18:45	18:45	18:30	18:15	18:15	18:30	18:45

※日没の時間によって変更があります。

※特に冬季（11月～2月）においては、日没が早いため、生徒が安全に帰宅できるようにする。

- (2) 平日の練習時間は、原則として2時間程度とする。

- (3) 休日の練習時間は、原則として3時間程度とする。

第 13 条（大会・練習試合）

- (1) 大会参加に関しては、事前に部長が、大会名、大会期日、会場、引率責任者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

- (2) 練習試合の範囲は、原則として、県域内とする。

- (3) 大会参加、練習試合は、生徒の発達から見て、無理のない範囲とし、合わせて月3回以内とする。

- (4) 会場への移動は、原則として、徒歩又は自転車（ヘルメット着用）、あるいは公共交通機関を利用する。

第 14 条（経 費）必要経費については、原則として、受益者負担を原則とする。

体育部活動については、帯山中学校体育部活動振興会の補助を受ける。

第 15 条（傷害について）事故防止には、充分留意し、次のことを厳守すること。

- (1) 部員は、日本スポーツ振興センター、熊本県PTA災害見舞金制度に加入する。

- (2) 万一事故発生の場合は、学校並びに保護者に連絡し、速やかに適切な処置をとる。

- (3) 他の保険への加入を奨励する。

第 16 条（退部について）退部については、規定の「退部届」に理由を明記し、保護者の同意書を添えて、担任を通して、各部部長に提出する。各部部長は受け取った「退部届」を部活動主任へ提出すること。

第 17 条（審 議）部活動運営上必要な問題については、部長会で審議し校長に諮問する。

校長は、これを受け適宜改善していくものとする。

第 18 条（生徒心得）部員として守るべき事項については、別に定める。

第 19 条（外部指導者）各部部長が必要と認める場合において、教育に対しての理解と指導者としての資質を備えた人を校長が外部指導者として委嘱する。なお、期間は一年間とする。

- (1) 委嘱に際しては、部活動への理解や学校の指導方針、活動日や時間、委嘱期間等の確認を行う。

- (2) 体育部活動の外部指導者については、原則として教育委員会が主催する研修会を受講する。